

(参考1) 令和6年度 優先事項等

主な家畜	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理マニュアル作成確認（大規模農場）及び作成支援（それ以外の農場）（3）</li> <li>・ 記録の作成・保管（4）</li> <li>・ 埋却候補地の実用性の確認及び問題があった場合の代わりの候補地の選定（10）</li> <li>・ 衛生管理区域入退場時の手指消毒及び靴の交換（15、16、33）</li> <li>・ 車両消毒、車両フロアマットにおける交差汚染防止対策（17、34）</li> <li>・ 畜舎立入時の手指消毒及び靴の交換・消毒（23、24）</li> <li>・ 野生動物排せつ物混入防止及びねずみ・害虫の駆除（28、29）</li> <li>・ 不要な資材等の処分、除草、資材・機材等の整理整頓及び敷地の定期的な消毒（30）</li> <li>・ 特定症状確認時の早期通報（37）</li> </ul>	<p>法第5条第1項に基づくサーベイランスの告示により指定する地域</p>	<p>マニュアルの整備により飼養衛生管理を平準化し、遵守率の不十分な病原体の侵入防止対策（手指消毒、車両消毒、靴の交換・消毒等）を指導。</p> <p>埋却候補地の実用性の確認及び病原体の侵入経路の遮断と早期発見によるまん延防止を図る。</p>	<p>R6.4 ～ R7.3</p>
豚、いのしし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋却候補地の実用性の確認及び問題があった場合の代わりの候補地の選定（10）</li> <li>・ 他の畜産関係施設等に立ち入った者が衛生管理区域に立ち入る際の措置（14）</li> <li>・ 衛生管理区域入退場時の手指消毒（15、35）</li> <li>・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（16）</li> <li>・ 衛生管理区域に立ち入る車両・退出する車両の消毒、車両フロアマットにおける交差汚染防止対策（17、36）</li> <li>・ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止（23）</li> <li>・ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並</li> </ul>	<p>県全域 全戸</p>	<p>埋却候補地の実用性の確認及び多数の農場が野生いのしし生息地域に隣接していることから、病原体の侵入経路の遮断と早期発見によるまん延防止を図る。</p>	<p>R6.4 ～ R7.3</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>びに手指の洗浄及び消毒 (25、26)</li> <li>・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (29)</li> <li>・給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止及びねずみ・害虫の駆除 (30、31)</li> <li>・不要な資材等の処分、除草、資材・機材等の整理整頓及び敷地の定期的な消毒 (32)</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期発見及び通報 (39)</li> </ul>			
<p>鶏、 その他 家きん</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却候補地の実用性の確認及び問題があった場合の代替りの候補地の選定 (8)</li> <li>・他の畜産関係施設等に立ち入った者が衛生管理区域に立ち入る際の措置 (12)</li> <li>・衛生管理区域入退場時の手指消毒 (13、30)</li> <li>・衛生管理区域に立ち入る車両・退出する車両の消毒、車両フロアマットにおける交差汚染防止対策 (15、31)</li> <li>・家きん舎に立入る者の手指消毒 (20)</li> <li>・家きん舎ごとの専用靴の設置及び使用並びに履替え時の交差汚染防止 (21)</li> <li>・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (24)</li> <li>・給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止及びねずみ・害虫の駆除 (25、26)</li> <li>・不要な資材等の処分、除草、資材・機材等の整理整頓及び敷地の定期的な消毒 (27)</li> <li>・特定症状が確認された場合の早期発見及び通報 (34)</li> </ul>	<p>県全域 100羽以上の家きん飼養農場 (だちょうは10羽以上)</p>	<p>埋却候補地の実用性の確認及び病原体の侵入経路の遮断と早期発見によるまん延防止を図る。</p>	<p>R6.4 ~ 10</p>

(参考2) 令和6年度 サーベイランススケジュール

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法		
牛	ブルセラ症	清浄性確認	R6. 4～ R7. 3	種雄牛及び輸入牛	抗体検査
	結核	清浄性確認	R6. 4 ～ R7. 3	輸入牛	皮内反応
	ヨーネ病	発生予防とまん延防止	R6. 4～ R7. 3	告示で定める地域の搾乳牛及び繁殖牛（1歳未満のものを除く）	抗体検査 抗原検査
	伝達性海綿状脳症	発生・浸潤実態の把握	R6. 4～ R7. 3	牛海綿状脳症対策特措法第6条第1項による届出の対象となる牛の死体	抗原検査
	アカバネ病	発生実態の把握と流行予察	R6. 7～ R6. 11	3頭/戸×18戸	抗体検査
	牛伝染性リンパ腫	発生・浸潤実態の把握とまん延防止	R6. 4～ R7. 3	本症を疑う牛、発生農場にあっては同居牛	抗体検査 抗原検査
	牛ウイルス性下痢	発生・浸潤実態の把握とまん延防止	R6. 4～ R7. 3	本症を疑う牛、発生農場及び疫学関連農場等の同居牛	抗体検査 抗原検査
	牛サルモネラ症	発生・浸潤実態の把握とまん延防止	R6. 4～ R7. 3	本症を疑う牛、発生農場にあっては同居牛	分離培養 血清型別
	牛カンピロバクター症	発生予防とまん延防止	R6. 4～ R7. 3	種雄牛及びその候補牛	分離培養
豚、いのしし	豚熱及びアフリカ豚熱	清浄性の維持確認と発生予察	R6. 4～ R7. 3	①全農場 ②病性鑑定豚 ③野生いのしし	①立入検査 ②③抗原検査
	オーエスキ一病	発生予防とまん延防止	R6. 4～ R7. 3	全農場数の1/2 清浄地域外からの導入豚	抗体検査
鶏、その他家禽	鳥インフルエンザ	清浄性の維持確認と発生予察	R6. 4～ R7. 3	①全農場 ②選定農場（定点9、強化30戸）	①立入検査 ②抗体検査